

キャンパスペイプリペイド利用細則

第1条（目的）

本細則は、キャンパスペイプリペイドシステム（以下、「CPプリペイド」という）利用規則にもとづき、静岡大学生協同組合（以下、「生協」という）が提供するCPプリペイドの利用に関する事項を定めたものです。

第2条（CPプリペイド利用の限度額・手数料等）

生協は、入金限度額及び1回あたりの入金単位、プリペイドの1回あたりの利用限度額を定め、これを会員に通知します。

- 2 会員のCPプリペイド利用手数料は無料とします。
- 3 入金額に対する利息は、利用の有無、入金期間を問わず無利息とします。

第3条（CPプリペイド利用不可の承諾）

会員は、次の場合にCPプリペイドの利用ができないことをあらかじめ承諾するものとします。

- ① 静岡大学IC学生証、静岡大学生協ICメンバーズカード（以下、「CPカード」という）の紛失・汚損、生協店舗の端末機器の故障、停電等により、利用することができない場合
- ② 生協が、CPプリペイドの利用ができない商品及びサービスを指定している場合

第4条（紛失・汚損等）

次の場合、会員は生協に再発行を届け出るものとします。

- ① CPカードの汚損により、プリペイド金額の読み取りができなくなった場合
- ② CPカードの記載内容変更の場合
- ③ 会員がCPカードを忘失または盗難にあった場合

2 前項の場合において、当該CPカードにプリペイド未使用残額がある場合、生協は届出日の翌営業日における当該CPカードの未使用残額をシステムで確認し残額として確定します。その残額を再発行されたCPカードに記録します。なお、ここでいう届出日とは平日の午前10時から午後5時までをいいます。

3 前二項の規定に関わらず、本条第一項にいう事由が、会員等の故意又は過失によるCPカード本体の破損等によるものと生協が判断した場合、生協はプリペイド未使用残額の補償はしません。

第5条（プレミアムの実施）

生協は、CPプリペイドに入金を行うときに、金額の上乗せ（以下、「プレミアム」という）

を実施することができます。ただし生協組合員でない場合は、その全部又は一部を受けることができない場合があります。

2 プレミアムの実施、実施をする率、期間等の内容については生協店舗の掲示等で案内します。

第6条（ポイントの実施）

生協は会員に、CPプリペイド利用金額に応じて特典（以下、「ポイント」といいます。）を付与することができます。ただし生協組合員でない場合は、その全部又は一部を受けることができない場合があります。

2 前項の他、生協において所定の条件・方法により算定されたポイントを別途付与する場合があります。

3 ポイント対象店舗、商品やポイント率は店頭に掲示し会員に通知します。

4 ポイント対象店舗、商品やポイント率は会員に予告無く変更する場合があります。

5 付与されたポイントはCPカードのICチップ内に蓄積されます。

6 停電や故障によるシステムの停止、ICチップの破損等によりポイントが付与されない場合があります。その場合において大学生協はその損害を補償しません。

第7条（ポイントの利用）

前条により蓄積されたポイントは生協所定の基準でCPプリペイドへ入金します。

第8条（ポイントの失効）

以下の場合において、生協はポイント残額について一切責任を負いません。

- ① CPカードの汚損により、ポイント残額の読み取りができなくなった場合
- ② カードの紛失、盗難、破損の場合
- ③ 大学を卒業、又は退学、ならびに退職する等によりCPカードを返納する場合
- ④ 前条における発券基準以下のポイント数

第9条（ポイントの譲渡禁止）

会員は理由の如何を問わず、ポイントを他人に譲渡・担保提供、又は相続することはできません。

第10条（ポイントシステムの終了・中止・変更）

生協は、会員に一定期間の告知を行うことで、ポイントシステムを終了、中止し、又は内容を変更することができます。

2 前項により会員に損害が生じた場合、生協は一切の責任を負いません。

3 以下の理由による場合、生協は事前告知なくポイントシステムの運営を一時停止、中

止する場合があります。

- ① コンピュータシステムの保守点検
- ② システムの切り替えによる設備更新
- ③ 天災、災害による装置の故障
- ④ その他予期しない障害の発生

第 11 条（利用履歴の提供）

生協は会員に、会員のCPプリペイドによる利用履歴の一部を提供する場合があります。

- 2 利用履歴とは、利用商品、利用金額、カード入金額、カード残高等を指します。
- 3 利用商品とは店舗、食堂等においてPOSレジで清算された商品で、その利用商品名はPOSレジに登録されているデータを指します。
- 4 利用履歴の提供は会員の申し込みにより電子媒体（ホームページ）を通じて提供しません。
- 5 会員は、利用履歴の提供の申し込みにあたり、生協がその登録された保護者、利用者に電子メールによる案内を送付することを承諾するものとします。
- 6 生協が提供した利用履歴によって生じた会員の損害や不利益について、生協は一切の責任を負いません。

第 12 条（利用履歴提供の終了・中止・変更）

生協は、会員に一定期間の告知を行うことで、利用履歴の提供を終了、中止し、又は内容を変更することができます。

- 2 前項により会員に損害が生じた場合、生協は一切の責任を負いません。
- 3 以下の理由による場合、生協は事前告知なく利用履歴の提供を一時停止、中止する場合があります。
- ① コンピュータシステムの保守点検
- ② システムの切り替えによる設備更新
- ③ 天災、災害による装置の故障
- ④ その他予期しない障害の発生

第 13 条(クレジットチャージの実施)

生協は、生協が指定する提携クレジットカード会社（以下、カード会社という）を利用して、会員がCPカードにクレジットチャージ（以下 Tuo チャージという）することを許容するものとします。

- 2 Tuoチャージを希望する会員はTuoチャージの利用と提携クレジット会社のクレジットカード会員の申込みを行うものとします。

第 14 条(Tuo チャージ利用の金額と限度額等)

提携クレジットカードによる利用の限度額・手数料等を次のように定めます。

- ① プリペイド未使用残額が利用後に 3,000 円未満となった場合 Tuo チャージで 3,000 円をプリペイドに加算します。
- ② 1 日で利用できる Tuo チャージは 1 回 3,000 円を限度とします。
- ③ 1 ヶ月に利用できる Tuo チャージは 6 回、18,000 円を限度とします。
- ④ Tuo チャージ利用期間は会員の卒業予定年の 1 月末日とします。ただし、進学等で利用継続を希望する場合、所定の手続により期間を延長できます。
- ⑤ Tuo チャージ利用の支払いはクレジットカード会員規約に従います。
- ⑥ Tuo チャージに支払いは 1 回払いとします。

第 15 条(Tuo チャージが利用できない場合)

会員は、次の場合 Tuo チャージが利用できないことをあらかじめ承諾します。

- ① CPカードの紛失・汚損、指定店舗の端末機器の故障、停電等により、利用することができない場合
- ② 提携クレジットカードの紛失、解約、などにより利用停止カードとなった場合
- ③ 利用日が Tuo チャージ利用期間以外の場合

第 16 条（返金の禁止）

CPプリペイドの未使用残額は返金しません。また、Tuo チャージで登録された金額は返金しません。ただし、卒業以外の理由で、CPカードを所持できなくなった場合を除きます。

2. CPカードを所持できなくなった場合の返金は、所持できなくなる日の当日までにCPカードを持参して返金手続きを行うものとする。

3. CPカードを紛失している場合は再発行手続きを行い、返金手続きを行うものとする。

第 17 条（改廃）

本細則の改廃は生協理事会が行い、会員に通知します。

第 18 条（施行）

本細則は 2015 年 9 月 11 日から施行します。